秋田市立地適正化計画

中間評価報告書



目 次

Chapter 1	立	地適正化計画の中間評価に当たって
	1	はじめに・・・・・・・・・・・・ 1
	2	立地適正化計画の概要・・・・・・・・・・・ 1
	3	評価の流れ・・・・・・・・・・・・・・・ 4
Chapter 2	各	誘導施策の実施状況等
	1	都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策・ 5
	2	居住誘導区域内に居住を誘導するための施策・・・・・・13
	3	居住誘導区域外に係る施策・・・・・・・・・・18
	4	公共交通に係る施策・・・・・・・・・・ 21
Chapter 3	数	値目標に関する評価
	数	【 値目標に関する評価 数値目標について・・・・・・・・・・・・25
	1	数値目標について・・・・・・・・・・・ <i>25</i>
	1 2 3	数値目標について・・・・・・・・・・・・・・25 「基本指標」に関する評価・・・・・・・・・・・26
3 Chapter	1 2 3	数値目標について・・・・・・・・・・・・・・・・25 「基本指標」に関する評価・・・・・・・・・・・・26 「重点指標」および「期待される効果」に関する評価・・・32
3 Chapter	1 2 3	数値目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 Chapter	1 2 3 課	数値目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

立地適正化計画の中間評価に当たって

1 はじめに

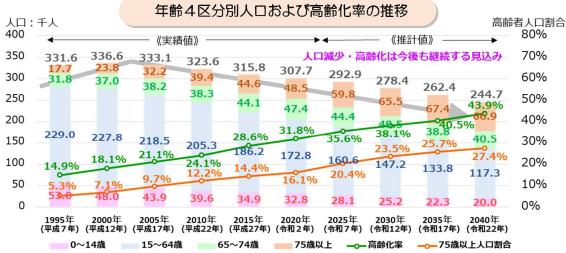
本報告書は、『秋田市立地適正化計画』の策定から概ね5年が経過したことを受け、都市再生特 別措置法の規定に基づき、居住および都市機能の誘導施策の実施状況等について、評価結果を報告 するものです。

2 立地適正化計画の概要

(1) 計画の背景・趣旨

本市の人口は、2003年(平成15年)をピークに減少に転じ、また、年齢構成では、65歳以上 の老年人口は増加しており、今後もこれらの傾向は継続する見込みです。

そうした中、現在の市街地のままで人口減少・高齢化が進行すると、市街地の低密度化が進み、 一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスの提供や、地域の コミュニティの維持が困難になることが懸念されるほか、財政制約の高まりにより公共建築物や 道路、橋りょう等の社会基盤施設の急速な老朽化への対応が困難になることが懸念されています。



資料:国勢調査(1995~2020年(平成7年~令和2年))、国立社会保障人口問題研究所(2025年(令和7年)~) 2005年(平成17年) 1 月以前のデータは、旧河辺町、旧雄和町を含む 2020年(令和2年)までの総人口は、「年齢不詳人口」を含む



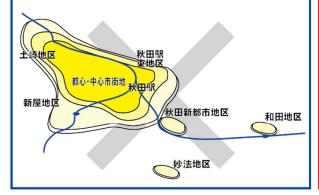
このような背景を受け、本市では、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、さらに、財政面および経済面において持続可能な都市となるよう、将来の都市の形として、多様な生活サービス施設や住居等がまとまって立地し、地域住民が公共交通等により、これらの生活サービス施設等を容易に利用できるように、都心・中心市街地と6つの地域中心を核とする『多核集約型のコンパクトシティの形成』を目指すこととしました。

そうした方針のもと、2014年(平成26年)に都市再生特別措置法で創設した「立地適正化計画制度」を活用し、2018年(平成30年)に本市における住宅と医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設の立地の適正化に関する基本方針とともに、それらを誘導する区域や施策等を定める『秋田市立地適正化計画(以下「計画」という。)』を策定し、目標年次を2040年(令和22年)として取組を進めております。

多核集約型都市構造のイメージ

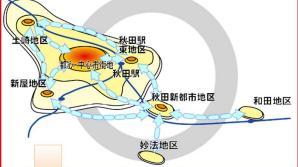
【避けるべき将来の都市構造】 拡 散 型 都 市 構 造

- 一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育 て支援等の生活サービスの提供や、地域コミュニティ の維持が困難になることが懸念されます。
- 低密度の市街地がさらに拡大し、公共建築物や道路、 橋りょう等の社会基盤施設の急速な老朽化への対応が 困難になることが懸念されます。



【目指すべき将来の都市構造】 多核集約型コンパクトシティ

- 多様な生活サービス施設や住居等がまとまって立地し、 地域住民が公共交通等により、各生活サービス施設等 を容易に利用することができます。
- 拠点間を円滑に移動することができる道路網や公共交通が確保され、拠点間の連携・交流が活発化されます。
- 拠点となる地域に都市機能や開発を計画的に誘導・集 約することで、将来にわたり財政面・経済面において 持続可能な都市づくりを進めることができます。



【生活サービス】

- ●生活サービス施設へのアクセス性の向上による、生活の質の向上
- ●外出機会、滞在時間の増加による消費拡大
- ●生活サービス機能の維持

【移動】

密度の経済」

の発揮

- 自動車を利用できない人々の移動しやすさ の向 ト
- 交通費の低減
- ●自転車や徒歩利用の増加による健康改善

【地域活動】

●高齢者の社会参画、コミュニティの維持

【経済活動】

- 通勤時間短縮による労働生産性向上
- ●サービス産業の投資誘発

【環境】

● 環境負荷低減

【行政運営】

- ●公共建築物・社会基盤施設の維持管理の合理化
- ●行政サービスの効率化

(2) 立地適正化計画の概要

▶立地適正化計画で定める事項

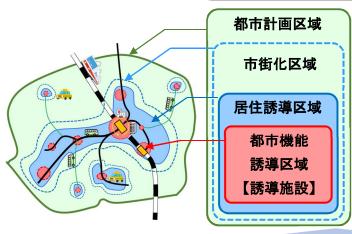
- ①まちづくりの方針
- ②目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策・誘導方針
- ③居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設および誘導施策

>居住誘導区域・都市機能誘導区域とは

- ①居住誘導区域
 - ⇒人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
- ②都市機能誘導区域

⇒医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

立地適正化計画のイメージ



【居住誘導区域】

生活サービス機能が集積する周辺や公共交通沿線など居住を誘導して人口密度を維持するエリア を設定

【都市機能誘導区域と誘導施設】

医療・福祉など生活サービス機能を提供する施設の集積を誘導する区域を設定するとともに、区域内に誘導する施設を設定

【区域へ誘導を行うための施策】

居住誘導区域に居住を誘導し人口密度を維持するための施策や、都市機能誘導区域に都市機能を 誘導し維持するための施策を立案

連携

【公共交通施策】都市機能誘導区域間や居住誘導区域内のアクセスを容易にする公共交通を確保

秋田市立地適正化計画における拠点別誘導施設一覧

		喜加广绿柳	生活拠点			
誘導施設		高次広域拠点 (中央地域)	地域間連携型 (南部地域)	增進型 (東部·西部·北部地域)	維持型 (河辺·雄和地域)	
介護•福祉 機能	通所介護施設 (通所系高齢者福祉施設)	0	0	0	0	
子育て	特定教育・保育施設等 (保育所・認定こども園・幼稚園)	0	0	0	0	
機能	地域型保育事業 (小規模保育事業·事業所内保育事業)	0	0	0	0	
帝类機能	店舗面積10,000㎡以上の 小売商業施設	0	0	_	_	
商業機能	店舗面積1,000㎡以上の生鮮食料品を 扱うスーパー、ドラッグストア	0	0	0	0	
医療機能	医科診療所(有床診療所を除く)	0	0	0	0	
*** ** // /	博物館•美術館等	0	_	_	-	
教育·文化 機能	文化ホール等	0	_	_	_	
NX FILE	市民交流施設	0	0	0	_	

○「誘導施設」:誘導施設として位置付け、緩やかに誘導を促進する施設

3 評価の流れ

評価の方法は、計画の「8.2 計画の進行管理(P80)」に基づきます。

はじめに、2章「各誘導施策の実施状況等」では、計画で設定した4つの誘導施策の分類ごとに、「①誘導施策の実施状況(アウトプット)」および「②個々の施策展開によってもたらされる効果(アウトカム)」の視点から、確認・評価します。

次に、3章「数値目標に関する評価」では、「都市機能」、「居住」および「公共交通」それぞれの視点から数値目標を設定した『基本指標』と、計画の3つの目標に対応して数値目標を設定した『重点指標』および『計画に位置付けた誘導施策の展開によって期待される効果』について、進捗状況を評価します。

最後に、4章「課題等の整理、評価および対応方針」において、課題等について整理を行い、 計画の進捗状況について評価し、今後の対応方針を示します。

評価の流れ

2章 各誘導施策の実施状況等

都市機能誘導区域内に誘導施設を 維持・誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を 誘導するための施策

居住誘導区域外に係る施策

公共交通に係る施策

視点① 誘導施策の実施状況 (アウトプット)

視点② 個々の施策展開によって もたらされる効果 (アウトカム)

3章 数値目標に関する評価

『基本指標』

視点① 》「都市機能」

視点②)「居住」

視点③ 〉「公共交通」

『重点指標』および『期待される効果』

目標1 『高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による

生きがいのある暮らしの実現』に係る重点指標および効果

目標2『子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による

子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現』に係る重点指標および効果

目標3『集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による

県都『あきた』の新たな都市型生活の実現』に係る重点指標および効果

4章 課題等の整理、評価および対応方針

進捗状況等のまとめ、課題等の整理、評価の総括、今後の対応方針

各誘導施策の実施状況等

1 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策

計画的に都市機能を誘導していくためには、地域の実情を踏まえつつ、事業者へのインセンティブの付与によって進めていく必要があることから、計画では、都市機能誘導区域外と比較して立地コストの抑制に資する、財政的支援や金融的支援等の施策を位置付けています。

視点①

誘導施策の実施状況 (アウトプット)

(1) 都市機能誘導区域内を対象とした施策

計画には、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、「実施する施策等」については、公的不動産の活用や国の支援制度の活用が未実施となっているものの、概ね実施されています。また、「今後検討する施策等」については、その多くが国の補助事業に係る施策であり、条件に該当する民間事業がなかったことなどから、未検討が多くなっています。

次表に各施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況(都市機能誘導区域内を対象とした施策)

	施策の概要		事業名		
			実施状況		
		県	県・市連携文化施設整備事業		
		実施	⇒・2022年(令和4年)9月 「あきた芸術劇場ミルハス」グランドオープン		
		(仮	称)芸術文化交流施設整備事業		
	【中央地域】 県・市連携文化施設や既設芸術文	実施	⇒・2021年(令和3年)3月「秋田市文化創造館」オープン (秋田市文化創造館整備事業)		
	1 化施設等で構成する「芸術文化	(仮	(仮称)秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業		
	ゾーン」の形成による新たなまち の魅力とにぎわいを創出する。	実施	⇒・2019年(令和元年)12月 「秋田ノーザンゲートスクエア」 竣工 (秋田ノーザンゲートスクエア整備事業)		
		千	火公園整備事業		
		実施	⇒・内堀園路整備、大坂〜黒門の融雪設備整備、大手門の堀 遊歩道整備など、千秋公園再整備基本計画に基づき実施		
	【中央地域】	日本版CCRC事業			
	日本版CCRC構相の推進物集いの	実施	⇒ • 2020年(令和2年)10月「クロッセ秋田」オープン (秋田版CCRC拠点整備事業)		

「実施する施策等」の実施状況(前ページつづき)

施策の概要		事業名				
		-	実施状況			
		中心市街地商業集積促進補助制度 小売業等チャレンジ支援事業(2017年度(平成29年度)で終了)				
	【中央地域】	1) 1				
,	空き店舗や空きフロアを活用した 新規事業等に対し、賃貸や設備投		⇒・2018年度~2022年度(平成30年度~令和4年度) 全137件のうち、都市機能誘導区域内136件			
"	利税事業等に対し、負負で設備及 資に係る費用への支援を行い、新	実	• 2023年度(令和5年度)			
	たな都市機能の誘導を図る。	施	施策8の「商店街空き店舗対策事業」と統合し、 「中心市街地空き店舗対策事業」としてリニューアル			
			全27件のうち、都市機能誘導区域内24件			
		土	地区画整理事業(秋田駅西北地区、秋田駅東第三地区)			
		実施	⇒・2023年度(令和5年度)末 進捗状況(事業費ベース) 秋田駅西北地区 70.0%			
		中	秋田駅東第三地区 86.4%			
		市	街地再開発事業(秋田駅前北第一地区)			
	【中央および東部地域】	実施	⇒・施行者との情報共有や国・県との協議を継続し、			
4	土地区画整理事業や市街地再開発事業を行う際は、低未利用地や狭	中	早期の事業進展に努める。			
1	あい道路等の改善を図るほか、都		再揭】(仮称)秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業			
	市機能の適切な誘導を図る。	実	⇒・2019年(令和元年)12月 「秋田ノーザンゲートスクエア」竣工			
		施	(秋田ノーザンゲートスクエア整備事業)			
			秋田魁新報社跡地への商業施設の整備			
		未実	⇒・事業者において事業実施の調整が難航し、未着手			
		施				
		土実	崎まちづくり拠点施設関連事業 			
_ ا	【西部および北部地域】	施	⇒・2018年(平成30年)3月 土崎みなと歴史伝承館オープン			
5	拠点施設を活用した地域住民の交流やにぎわい等を支援する。		屋まちづくり拠点施設関連事業			
		実施	⇒・2017年(平成29年)7月 新屋ガラス工房オープン			
	【全地域】	公	的不動産の活用(旧秋田魁新報社跡地)			
6	市が保有する未利用地や未利用建	未	⇒・商業施設の整備については、事業者において事業実施の			
"	物等を活用し、民間活力を活用し	実施	調整が難航し、未着手 ・跡地の一部において、秋田市まちなか観光案内所(国登			
	た新たな都市機能誘導を図る。		録有形文化財を移築)が2021年(令和3年)4月にオープン			
	【全地域】	-	市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例 導施設の整備に係る土地等を譲渡した者に対する税制措置			
_	国土交通大臣が認定する民間誘導	_	等地設の発展に係る工地等を譲渡した自に対する税制指置			
′	施設等整備事業計画に基づき、民間事業者が誘導施設を整備する場	未				
	合、税制支援や金融支援を行う。	実施	⇒・条件に該当する民間事業がなく、実施に至っていない。			
		商	店街空き店舗対策事業			
	【全地域】		⇒・2018年度~2022年度(平成30年度~令和4年度)			
8	新たな都市機能の誘導を図るため、空き店舗に出店する中小企業	実	全22件のうち、都市機能誘導区域内16件 ・2023年度(令和5年度)			
	者に対する改装費・宣伝広告費・	施	施策3の「中心市街地商業集積促進補助制度」と統合し、			
	賃借料等の一部を補助する。		「中心市街地空き店舗対策事業」としてリニューアル 全27件のうち、都市機能誘導区域内24件			
	【全地域】	IJ	ノベーションまちづくりに係る普及啓発			
	地域課題の解決や地域資源の活用					
9	による新たな事業展開など、民間 によるリノベーションまちづくり	実	⇒・2019年(平成31年)土崎地区において、			
	を促進するため、地域関係者向け	施	リノベーションまちづくり勉強会を実施			
	に専門家による講演会やワーク ショップ等を開催する。					

「今後検討する施策等」の検討状況(都市機能誘導区域内を対象とした施策)

施策の概要			事業名			
		女(7	大学			
10	公的不動産の有効活用により、誘導施設を整備する民間事業者に対して、公的不動産の賃料や固定資産税の減免、整備費等について支援する。	4 未検討	中機能立地支援制度 ⇒・国の補助制度 ・条件に該当する民間事業がなく、検討に至っていない。 ・2020年度(令和2年度)から 「都市構造再編集中支援事業」へ統合			
		都	市再構築戦略事業			
11	誘導施設を民間事業者等が整備する場合に、整備に係る費用を支援する。	未検討	⇒・国の補助制度 ・条件に該当する民間事業がなく、検討に至っていない。 ・2020年度(令和2年度)から 「都市構造再編集中支援事業」へ統合			
	ま道佐記笠の投む!!! は ち回るた	集	約都市形成支援事業			
12	誘導施設等の移転促進を図るため、誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備を支援する。	未検討	⇒・国の補助制度 ・条件に該当する民間事業がなく、検討に至っていない。			
		都	市再生整備計画事業			
13	良好な市街地環境の形成を図るため、道路・公園等の都市基盤の整備の実施について検討を行う。	未検討	⇒・国の補助制度 ・面的・一体的な計画によるインフラ整備を対象 ・現状、補助率が高い各インフラの補助制度により 整備を進めており、検討に至っていない。			
		ま	ちづくりファンド支援事業			
14	地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、まちづくりファンドの活用について検討を行う。	他の取組で促進	⇒・民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、 空き店舗や空きフロアを活用した新規事業等に対し、 賃貸や設備投資に係る費用への支援する「中心市街地 空き店舗対策事業」を実施			
		仮	称)ソーシャル・コミュニティビジネス支援事業			
15	地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、新たな公益サービスとして地域活力の向上につながるソーシャル・コミュニティビジネスに対する必要な支援について検討を行う。	実施	⇒・秋田市と市民活動団体等が協力して取り組む公益的な事業に対し支援する「秋田市協働サポート交付金事業(あきたまご)」を実施 ・これまで、「子どもの学べる居場所づくり」、「子どもの相談支援事業」、「子育て支援事業」など、地域課題を捉え、市民活動団体の特性を活かした提案を事業化			
	国土交通大臣が認定する民間誘導	固	定資産税の軽減			
16	施設等整備事業計画に基づき、民間事業者が誘導施設を整備する際、あわせて公共施設等を民間事業者が自発的に整備・管理する場合に税制支援を行う。	未検討	⇒・施策7の関連施策 ・条件に該当する民間事業がなく、検討に至っていない。			
		各	種都市計画の見直し(用途地域、道路、地区計画等)			
17	目指すべき将来都市構造の実現に向け、都市機能・居住の維持・誘導に資する都市計画の見直しを検討する。	実施	⇒・2023年(令和5年) 秋田市都市計画道路見直し基本方針(案)策定 ・2024年(令和6年) 秋田市都市計画公園見直し基本方針(案)策定			

(2) 都市機能の維持・増進に資するその他の施策

本施策は、対象を都市機能誘導区域に限ったものではありませんが、都市機能の維持・増進に資するものとして計画に位置付けています。

計画には、「実施する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。 次表に各施策のこれまでの実施状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況(都市機能の維持・増進に資するその他の施策)

			事業名		
	施策の概要				
	各地域の子育て交流ひろばを対象	利	用者支援事業(基本型)との連携		
1	とし、妊娠・出産・育児に係る巡回相談等を実施する。	実施	⇒・各市民サービスセンター内の子育て交流ひろばへの 巡回相談を継続して実施		
2	市内で法人を設立して新たな事業 を開始しようとする者に対し、初 期投資や事業継続に必要な経費の 一部を補助するほか、女性起業家 や転入起業者を手厚く支援する。	実施	業支援事業 ⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 101件の補助実績		
	良好な景観形成を図るうえで重要	景	親重要建造物等保存事業費補助金 		
3	と認められる建造物等を地域の貴重な景観資源と位置付け、保存していくための修理や改修費用を補助する。	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 新屋地区、大町地区などにおいて4件の補助実績		
	自主的かつ継続的に地域の景観ま	都	市景観形成事業(景観まちづくり活動支援)		
4	ちづくり活動に取り組む団体等に 支援を行い、地域の特性を生かし た景観の向上を図る。	実施	⇒・2022年度、2023年度(令和4年度、令和5年度) 中通·大町地区などにおける良好な景観づくりや にぎわい創出に向けたワークショップの開催等を支援		
5	良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。	人電道道融交	市計画道路事業、道路改良事業等 こやさしい歩道づくり(バリアフリー化)事業 線共同溝整備事業 路維持修繕事業 路附属施設改修事業 雪施設改良事業 通安全施設等整備事業 市公園バリアフリー化事業 →・都市機能誘導区域の内外に関わらず実施		
	空家等対策特別措置法等の関係法	老	朽危険空き家等対策経費		
6	令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し 指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 【解体費補助】 全46件のうち、都市機能誘導区域内9件 【緊急安全措置】 全4件のうち、都市機能誘導区域内2件		
	企業主導型保育事業の実施主体に	企	業主導型保育推進事業(2020年度(令和2年度)で終了)		
7	対し、地域枠を設けること等を要件に施設整備費または備品購入等に要する経費を補助する。	実施	⇒・2018年度、2019年度(平成30年度、平成31年度) 山王、新屋、保戸野の企業主導型保育施設に対し補助		
	市が策定する整備計画等に基づ	児	童福祉施設等整備費補助金		
8	き、保育所等に係る施設整備に要する経費(創設、増築、老朽改築等)を補助する。	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 全20件のうち、都市機能誘導区域内施設3件		

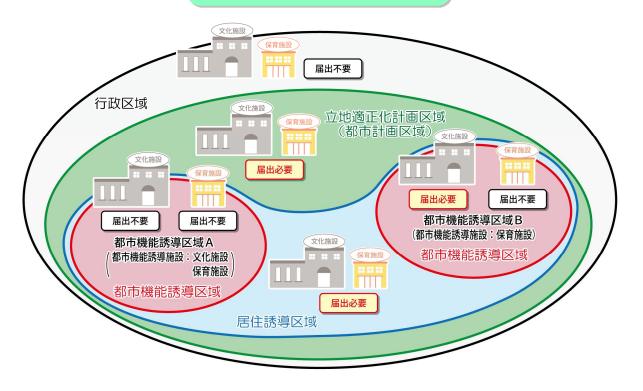
(3) 都市再生特別措置法による届出制度の運用

都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動向を把握するため、都市機能誘導区域外に おいて誘導施設の開発行為や建築行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、市への 届出を求めており、これまでの届出件数は次表のとおりとなっています。

届出の概要と件数

届出対象		届出が必要な行為
となる区域		届出件数
		誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
	開発行為	⇒H30~R5 届出件数 2件 【参考】H30~R5 同開発行為の総数に対する区域外の割合 28.6%
		誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
都市機能誘導	建築行為	⇒H30~R5 届出件数 28件 【参考】H30~R5 同新築行為の総数に対する区域外の割合 49.1%
区域外		建築物を改築し、誘導施設を有する建築物としようとする場合
		⇒H30~R5 届出件数 O件 【参考】H30~R5 同改築行為なし
		建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物としようとする場合
		⇒H30~R5 届出件数 1件 【参考】H30~R5 同用途変更の総数に対する区域外の割合 50.0%

届出が必要な行為(イメージ)



視点②

個々の施策展開によってもたらされる効果(アウトカム)

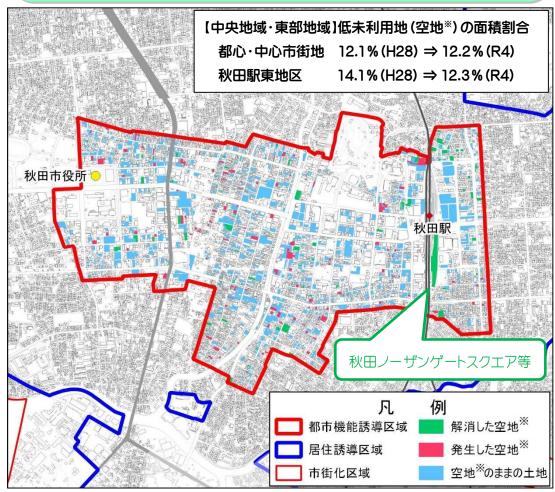
(4) 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策展開によって もたらされる効果

計画では、「民間による公的不動産の活用件数」や「都市機能誘導区域内における低未利用地の面積割合」など、個々の誘導施設を維持・誘導することによってもたらされる効果を 視点とし、評価を実施することとしています。

都市機能誘導区域内の「民間による公的不動産の活用」については、「旧秋田魁新報社跡 地への商業施設の整備」が施策として位置付けられていますが、2021年度(令和3年度) の着手に向けて進めていたものの、事業実施の調整が難航し未着手となっており、現在、当 該地は、観光案内所のほか平面駐車場として利用されています。

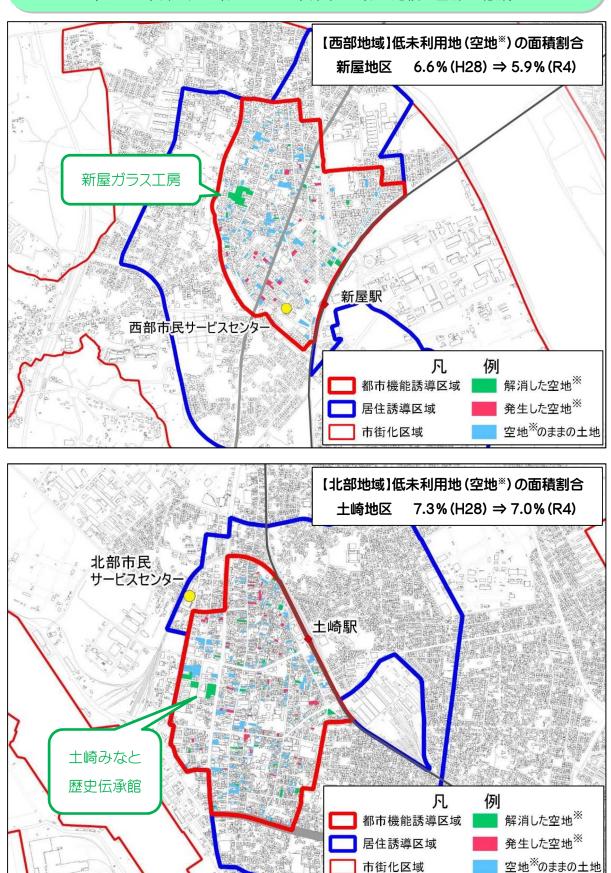
また、「都市機能誘導区域内における低未利用地の面積割合」については、2016年度(平成28年度)実施の都市計画基礎調査結果と近年の航空写真等から土地利用状況を比較すると、増加している地区があるものの、全体で9.6%から9.4%に、面積にして約1.4ha減少しています。

都市機能誘導区域内の低未利用地(空地*)の状況 (2016年(平成28年)と2022年(令和4年)の比較 中央・東部)



※「空地」: 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地(建物跡地、資材置場等) 資料: 2016年度(平成28年度)都市計画基礎調査、秋田市情報統計課資料より作成

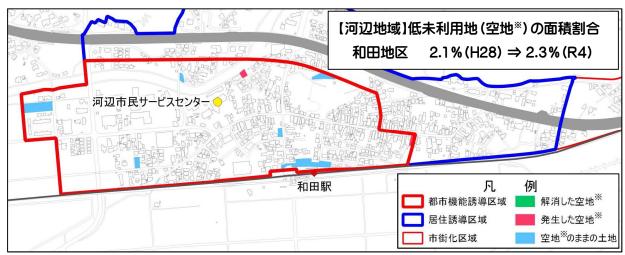
都市機能誘導区域内の低未利用地(空地*)の状況 (2016年(平成28年)と2022年(令和4年)の比較 西部・北部)

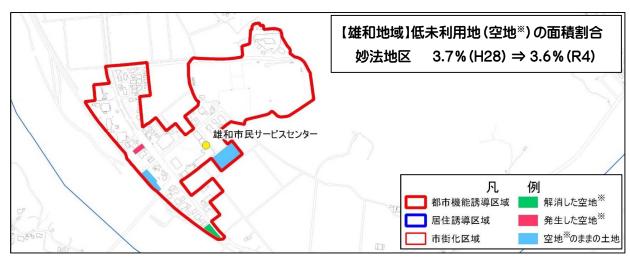


※「空地」: 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地(建物跡地、資材置場等) 資料: 2016年度(平成28年度)都市計画基礎調査、秋田市情報統計課資料より作成

都市機能誘導区域内の低未利用地(空地*)の状況 (2016年(平成28年)と2022年(令和4年)の比較 南部・河辺・雄和)







※「空地」: 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地(建物跡地、資材置場等) 資料: 2016年度(平成28年度)都市計画基礎調査、秋田市情報統計課資料より作成

2 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、多様なニーズに対応し、多様な世代がライフステージに合わせた住まいの選択が可能な居住地として、良好な環境を形成する必要があることから、計画では、居住誘導区域内の生活利便性を高めるとともに、受け皿となる住宅供給を促進する施策を位置付けています。

視点①

誘導施策の実施状況(アウトプット)

(1) 居住誘導区域内を対象とした施策

都市機能誘導区域と同様に、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、事業が終了した国が出資するファンドの活用以外の施策について、実施されています。

次表に各個別施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況(居住誘導区域内を対象とした施策)

	施策の概要		事業名			
			実施状況			
	《再掲》【中央および東部地域】 土地区画整理事業や市街地再開発事業 を行う際は、低未利用地や狭あい道路	土	地区画整理事業(秋田駅西北地区、秋田駅東第三地区)			
1		実施中	⇒・2023年度(令和5年度)末 進捗状況(事業費ベース) 秋田駅西北地区 70.0% 秋田駅東第三地区 86.4%			
Ι΄.	等の改善を図るほか、都市機能の適切	市	街地再開発事業(秋田駅前北第一地区)			
	では音を図る。	実施中	⇒・施行者との情報共有や国・県との協議を継続し、 早期の事業進展に努める。			
	《再揭》[中央地域]		本版CCRC事業			
2	日本版CCRC構想の推進や集いの場の 創出による、多世代交流のまちづくり を進める。	実施	⇒・2020年(令和2年)10月「クロッセ秋田」オープン (秋田版CCRC拠点整備事業)			
	【全地域】	空	き家定住推進事業			
3	子育て世代から高齢者まで、中心市街 地活性化基本計画区域および居住誘導 区域への住替えを促進するため、空き 家の利活用を支援する。	実施				
	【中央・西部・南部・北部の各地域(津波浸	津	波避難計画の策定			
	【中央・四部・南部・北部の各地域(津波漫 水想定区域)】 居住誘導区域内での安全・安心な居住	実施	⇒・2019年(平成31年)3月「秋田市津波避難計画」策定			
"	の確保を図るため、津波避難計画を策	災	害時避難標識整備事業			
	定するほか、災害時避難標識を整備する。	実施	⇒・居住誘導区域の内外に関わらず、 指定緊急避難場所の標識修繕などを実施			

「今後検討する施策等」の検討状況(居住誘導区域内を対象とした施策)

	施策の概要		事業名 検討状況
		都	市防災総合推進事業
5	津波浸水や河川氾濫等による浸水被害が面的に予想される範囲とし、必要な防災対策施設の整備を検討するほか、市民の防災意識の向上、防災訓練の活発化を図る。	他の取組で推進	⇒・2023年(令和5年)豪雨災害を受け、国·県·市等が協働 して集中的に対策を行う「雄物川下流圏域水災害対策プロジェクト」を策定 ・このプロジェクト等に基づき、必要な防災対策施設の整備等を実施する。
	《再掲》 目指すべき将来都市構造の実現に向 け、都市機能・居住の維持・誘導に資 する都市計画の見直しを検討する	各	種都市計画の見直し(用途地域、道路、地区計画等)
6		実施	⇒・2023年(令和5年)4月 秋田市都市計画道路見直し基本方針(案)策定 2024年(令和6年)6月 秋田市都市計画公園見直し基本方針(案)策定
		街	なか居住再生ファンド
7	街なか居住の再生に資する住宅等の整備事業や活動拠点等の整備を促進するため、街なか居住再生ファンドの活用を検討する。	未検討	⇒・主に中心市街地において、「不動産証券化」の仕組みを 用いて行う民間の住宅等の整備事業について、国庫補助 金によるファンドからの出資により支援するもの。 2018年度(平成30年度)をもって、国の出資事業終了 ((公社)全国市街地再開発協会)

(2) 居住機能の維持・増進に資するその他の施策

本施策は、対象を居住誘導区域に限ったものではありませんが、居住機能の維持・増進に 資するものとして計画に位置付けています。

計画には、「実施する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。 次表に各個別施策のこれまでの実施状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況(居住機能の維持・増進に資するその他の施策)

	施策の概要		事業名		
	マネイサ化をカーゲットに、一中の亜	秋	田市移住促進事業(子育て世帯移住促進事業)		
1	子育て世代をターゲットに、一定の要件を満たす秋田市への移住者に対し、 住宅の新築・購入、賃借および転居に 係る費用を補助し、移住を促進する。	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 【住宅の新築・購入、賃借および転居に係る補助】 全252件のうち、居住誘導区域内134件		
		住	宅リフォーム支援事業		
2	住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工事に対して補助し、良質なストックの形成を図る	実施	⇒・2018年度〜2023年度(平成30年度〜令和5年度) 【増改築やリフォーム工事に対して補助】 全12,336件のうち、居住誘導区域内 5,522件		
		空	き家バンク制度		
3	市内の空き家の賃貸・売却を希望する 者から申込みを受けた情報を、空き家 の利用を希望する者に紹介し、移住・ 定住を促進する。	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 【賃貸契約】 全22件のうち、居住誘導区域内 11件 【売買契約】 全112件のうち、居住誘導区域内 39件		

「実施する施策等」の実施状況(前ページつづき)

施策の概要		事業名		
			実施状況	
4	世帯が、同居又は近居※するために必要な住宅の改修等や賃貸借契約に係る費用に対して補助し、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進める。	実施	世帯同居・近居推進事業 ⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 【多世帯同居】 全234件のうち、居住誘導区域内 101件 【近居(2022年度で終了)】 全140件のうち、居住誘導区域内 66件	
		木	造住宅耐震改修等事業	
5	地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成する	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 【耐震診断助成】 全52件のうち、居住誘導区域内32件 【耐震改修助成】 全4件のうち、居住誘導区域内1件	
6	《再掲》 良好な市街地環境の形成を図るため、 都市基盤整備を実施する。	人電道道融交	市計画道路事業、道路改良事業等 にやさしい歩道づくり(バリアフリー化)事業 線共同溝整備事業 路維持修繕事業 路附属施設改修事業 雪施設改良事業 通安全施設等整備事業 市公園バリアフリー化事業 ⇒・居住誘導区域の内外に関わらず実施	
	《再掲》	老		
7	空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 【解体費補助】 全46件のうち、居住誘導区域内18件 【緊急安全措置】 全4件のうち、居住誘導区域内3件	
		集:	会所類似施設整備・建設費助成事業	
8	町内会に対して地域自治活動の拠点となる集会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸付を行い、地域力の活性化を図る。	実施集業施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 全117件のうち、居住誘導区域内30件 会所類似施設建設資金貸付金(2023年度(令和5年度)で終了) ⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 居住誘導区域外において1件 ・居住誘導区域内では活用なし	

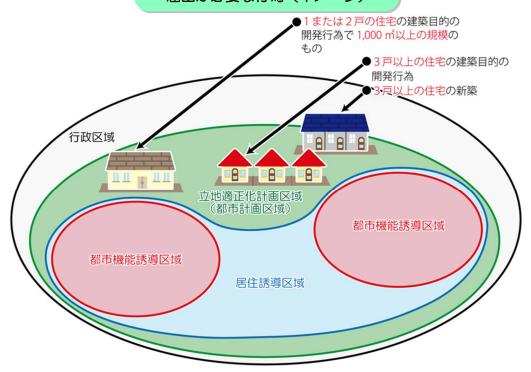
(3) 都市再生特別措置法による届出制度の運用

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握し、居住誘導区域内への居住を緩やかに誘導するため、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の開発行為や建築行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、市への届出を求めており、これまでの届出件数は下表のとおりとなっています。

届出の概要と件数

届出対象		届出が必要な行為
となる区域		届出件数
		3戸以上の住宅(共同住宅を含む)の建築目的の開発行為を行おうとす る場合
		⇒H30~R5 届出件数 22件 【参考】H30~R5 同開発行為の総数に対する区域外の割合 28.6%
	開発行為	1 戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模となる開発行為を行おうとする場合
口及手送		⇒H30~R5 届出件数 0件 【参考】H30~R5H30~R5 同開発行為なし
居住誘導 区域外		3戸以上の住宅を新築しようとする場合
		⇒H3O~R5 届出件数 115件 【参考】H3O~R5 同新築行為の総数に対する区域外の割合 34.1%
		建築物を改築し、3戸以上の住宅としようとする場合
	建築行為	⇒H3O~R5 届出件数 O件 【参考】H3O~R5 同改築行為の総数に対する区域外の割合 O%
		建築物の用途を変更し、3戸以上の住宅としようとする場合
		⇒H3O~R5 届出件数 O件 【参考】H3O~R5 同用途変更の総数に対する区域外の割合 O%

届出が必要な行為(イメージ)



視点②

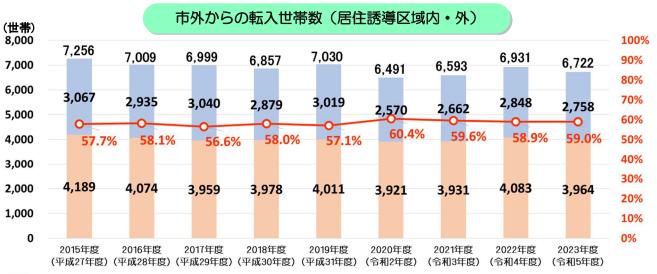
個々の施策展開によってもたらされる効果(アウトカム)

(4) 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策展開によってもたらされる効果

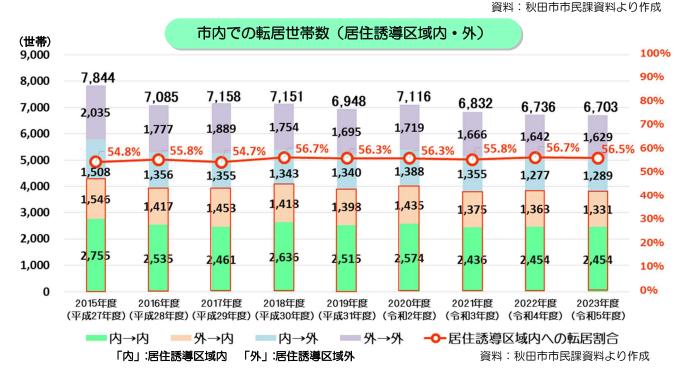
計画では、「市外からの転入世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」や「市内での転居世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」、「空き家率」など、居住を誘導することによってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

「市外からの転入世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」や「市内での転居 世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」については、いずれも5割を超える値 で推移しており、誘導区域への居住が進んでいるものと捉えます。

なお、空き家率については、2026年度(令和8年度)以降に県が実施を予定している都市計画基礎調査の結果をもって、次回計画評価の際、分析等を行います。



市外から居住誘導区域内
市外から居住誘導区域外
・市外から居住誘導区域内への転入世帯割合



3 居住誘導区域外に係る施策

居住誘導区域外は、今後の居住を否定するものではなく、住み慣れた場所でゆとりのある良質な暮らしなど、これまでどおりライフスタイルに合わせた住み方を選択していくことができます。そのため、市民に必要な行政サービスは、居住誘導区域の内外に関わらず提供していくとともに、持続的な地域コミュニティの維持に必要な居住や都市機能の立地を一定程度許容していきます。

視点①

誘導施策の実施状況 (アウトプット)

(1) 居住誘導区域外を対象とした施策

計画には、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、6次産業化施設の整備に関する開発許可審査の基準化を除き、実施されています。

次表に各個別施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況(居住誘導区域外を対象とした施策)

AL (2) 0 100 TO			事業名			
	施策の概要					
		都i	都市計画基礎調査			
1	【全域(都市計画区域内)】 都市計画基礎調査を活用した、定期的 な跡地等発生状況の動向を把握する。	定期的に実施	⇒・都市計画法に基づき、秋田県が主体となり実施する調査 おおむね10年ごとに実施 ・秋田都市計画については、2016年度(平成28年度)および 2017年度(平成29年度)に実施しており、次回は、2026 年度(令和8年度)以降の実施を予定			
	【全域(都市計画区域内)】	地(区計画			
2	地域住民からの発意のもと、良好な生活環境の維持・形成を目的とした、地区計画の適用について検討する。	実施	⇒ • 2020年(令和2年) 都市計画提案制度による地区計画の変更 (広面谷内佐渡地区計画)			
3	【市街化調整区域】 開発許可基準の緩和による、人口減 少・少子高齢化における集落維持を進 める。	ш.	市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例 司法第34条第11号条例区域)			
"		実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 183件の開発等許可			
	「★ 付: // 是B 未存 (元 1+)	開	発許可の特例措置			
4	【市街化調整区域】 集落の維持・活性化に資する6次産業 化施設の整備に対する開発許可審査手 続きを簡素化する。		⇒・2022年(令和4年)3月策定の『第2次秋田市都市農村 交流マスタープラン』を受け、検討を進めている。 ・今後、具体事例等を踏まえた上で、審査の基準化を図る。			
	【市街化調整区域】		発許可制度の弾力的運用			
5	上記3で区域指定した既存集落において、コミュニティの維持を目的に、移住・定住や二地域居住を推進することとし、長期にわたり適正に利用された既存建築物に対する弾力的な運用を行う。(空き家の賃貸住宅としての活用等)	実施	⇒・2024年度(令和6年度) 店舗兼用賃貸住宅の許可事例あり			

「今後検討する施策等」の検討状況(居住誘導区域外を対象とした施策)

施策の概要		事業名			
	ルネの似安		検討状況		
	【全域(都市計画区域内)】 今後の跡地等の発生状況に注視しつ つ、必要に応じ、跡地等管理区域の指 定および跡地等管理協定を締結する。	に基っ び管理 本制度 では、	の指定 の締結促進 生活環境を維持するため、都市再生特別措置法 き、跡地等の適正な管理を必要とする区域およ に係る指針を定める制度 は、居住誘導区域外を対象としているが、本市 既に、同区域の内外を問わず、雑草が繁茂する		
		では、	既に、同区域の内外を問わず、雑草が繁茂するの所有者等に対し、適切な管理を行うよう助言		

(2) 居住誘導区域外の居住環境維持に資するその他の施策

計画には、「実施する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。 次表に各個別施策のこれまでの実施状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況(居住誘導区域外の居住環境維持に資するその他の施策)

	*** ** *******************************	事業名				
	施策の概要		実施状況			
	《再掲》	秋E	田市移住促進事業(子育て世帯移住促進事業)			
1	子育て世代をターゲットに、一定の要件を満たす秋田市への移住者に対し、住宅の新築・購入、賃借および転居に係る費用を補助し、移住を促進する。	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 全252件のうち、居住誘導区域外 118件			
	《再掲》	住	ミリフォーム支援事業			
2	住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工事に対して補助し、良質なストックの形成を図る	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 全12,336件のうち、居住誘導区域外 6,814件			
		空	き家バンク制度			
3	《再掲》 市内の空き家の賃貸・売却を希望する 者から申込みを受けた情報を、空き家 の利用を希望する者に紹介し、移住・ 定住を促進する。		⇒ 2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 【賃貸契約】 全22件のうち、居住誘導区域外 11件 【売買契約】 全112件のうち、居住誘導区域外 73件			
	# 15%	多世帯同居・近居推進事業				
4	《再掲》 世帯が、同居又は近居※するために必要な住宅の改修等や賃貸借契約に係る費用に対して補助し、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進める。	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 【多世帯同居】 全234件のうち、居住誘導区域外 133件 【近居(2022年度で終了)】 全140件のうち、居住誘導区域外 74件			
		木	b住宅耐震改修等事業 			
5	《再掲》 地震発生時における木造住宅の倒壊等 による災害を防止するため、昭和56年 5月以前に建築された木造戸建住宅の 耐震診断や耐震改修に対し助成する。		⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 【耐震診断助成】 全52件のうち、居住誘導区域外20件 【耐震改修助成】 全4件のうち、居住誘導区域外3件			

「実施する施策等」の実施状況(前ページつづき)

施策の概要		事業名					
			実施状況				
6	《再掲》 良好な市街地環境の形成を図るため、 都市基盤整備を実施する。	人電道道融交	市計画道路事業、道路改良事業等 にやさしい歩道づくり(バリアフリー化)事業 線共同溝整備事業 路維持修繕事業 路附属施設改修事業 雪施設改良事業 通安全施設等整備事業 市公園パリアフリー化事業 →・居住誘導区域の内外に関わらず実施				
7	《再掲》 空家等対策特別措置法等の関係法令に 基づき、適切な管理が行われていない ,空き家の所有者等に対し指導等を行う ほか、危険性が高まった場合の必要最 小限の安全措置や危険な空き家を解体 撤去する所有者に対する補助金を交付 する。	老実施	朽危険空き家等対策経費 ⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 【解体費補助】 全46件のうち、居住誘導区域外28件 【緊急安全措置】 全4件のうち、居住誘導区域外1件				
		集	会所類似施設整備•建設費助成事業				
	《再掲》 町内会に対して地域自治活動の拠点と	実施	⇒・2018年度~2023年度(平成30年度~令和5年度) 全117件のうち、居住誘導区域外87件				
8	0.0% The result of the result	集	会所類似施設建設資金貸付金(2023年度で終了)				
		実施	⇒・2019年度(平成31年度) 居住誘導区域外において集会所建て替えにかかる 貸付事例あり(1件)				

視点②

個々の施策展開によってもたらされる効果(アウトカム)

(3) 居住誘導区域外に係る施策展開によってもたらされる効果

計画では、「居住誘導区域外人口の変動率」や「市外からの居住誘導区域外への転入者数」など、居住誘導区域外で持続的なコミュニティの維持等に係る施策の展開によってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

「居住誘導区域外人口の変動率」については、2015年(平成27年)と2020年(令和2年)を比較した結果、-4.2%となり、居住誘導区域内の減少率よりも大きくなっています。

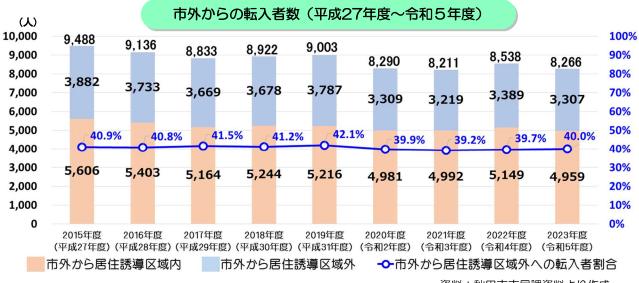
また、「市外からの居住誘導区域外への転入者数」については、転入者総数の概ね4割が、 居住誘導区域外へ転入しており、コミュニティの維持に繋がっているものと捉えます。

居住誘導区域内・外の人口の比較



■居住誘導区域外人□ ■居住誘導区域内人□

資料:第7次秋田市総合都市計画資料および株式会社ゼンリンマーケティングソリューションズ 2020年(令和2年)国勢調査100mメッシュ推計データより作成



資料:秋田市市民課資料より作成

4 公共交通に係る施策

多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていくためには、居住誘導区域内に居住する人々に対し、公共交通によって、各地域の拠点である都市機能誘導区域へのアクセスを確保する必要があることから、計画では、まちづくりと一体となった、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を目指し、幹線バス路線への支援や、バスと鉄道の連携強化、利用者拡大のための利便性向上策を講じることとしています。

視点①

誘導施策の実施状況 (アウトプット)

(1) 公共交通に係る施策

計画には、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。

次表に各個別施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況(公共交通に係る施策)

施策の概要		事業名			
		実施状況			
	カロカルナンフェナが古光ネルトちフ	バス交通総合改善事業			
	郊外部において、市が事業主体となる 7 マイタウン・バスを運行することによ り、市民の移動手段の確保を図る。	実施 ⇒・2008年(平成20年)から継続して実施 ・2024年度(令和6年度)「マイタウン・バス運行事業」 改称	に		
	路線バス事業者に対し、運行に係る経	地方バス路線の維持対策			
	2 費の一部を補助し、市民の移動手段の確保を図る。	実 施 ⇒・継続して実施			
	多核集約型のまちづくりを目指す本市	泉•外旭川新駅(仮称)整備事業			
	の公共交通軸の強化を図るため、鉄 3 道・バスによるネットワーク上の交通 結節点となる「泉・外旭川新駅(仮 称)」の設置を目指す。	実 施 ⇒・2021年(令和3年)3月「JR泉外旭川駅」開業			
	公共交通利用者の利便性向上や、交通	交通系ICカード導入の検討			
	事業者による効果的な運行の実現を図るため、交通系ICカードの導入を目指す。	実 ⇒・2022年(令和4年)3月「地域連携ICカードAkiCA」の 施 サービス開始)		

「実施する施策等」の実施状況(前ページつづき)

	施策の概要			事業名
				実施状況
		中心市街地の回遊性を高め、秋田駅周	中	心市街地循環バス運行事業
	5	辺とエリアなかいちで創出されたにぎ わいを、中心市街地全体に波及させる 一助として、中心市街地循環バスを運 行する。	実 → 2012年(平成21年)から継続して宝族	
I	満65歳以上の高齢者が、市内の路線バ		高齢者コインバス事業	
	6	ス等を利用する際、100円で乗車できるよう助成し、高齢者の外出の促進や生きがいづくりを支援する。	実施	⇒・2011年(平成23年)から継続して実施 ・2022年(令和4年)高齢者コインバス専用ICカード 「シニアアキカ」のサービス開始

「今後検討する施策等」の実施状況(公共交通に係る施策)

	施策の概要	<u>事業名</u> 検討状況			
7	将来的に維持すべき幹線バス路線を明確化し、利便性が高く持続可能な路線網の形成に向けた検討を継続する。	交	ス路線網の形成 通結節点および乗継拠点の整備検討 域交通の導入検討		
8	鉄道とバス、バス相互の乗継拠点を明確化するとともに、乗継による負担軽減に向けた検討を行う。	実	⇒・2021年(令和3年)3月に「第3次秋田市公共交通政策 ビジョン」を策定し、乗換を前提とした持続可能な公共 交通網への再編を検討。2023年度(令和5年度)に、再 編案を作成		
9	郊外部の路線廃止が行われた場合の代替交通として、市民団体やNPO法人等の組織が運営する地域交通の導入について検討を行う。	施	・地域におけるセーフティーネットとして、必要な地域内 移動を確保するため、2023年(令和5年)12月から、 「秋田市エリア交通」の運行を開始		

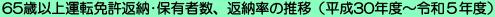
視点②

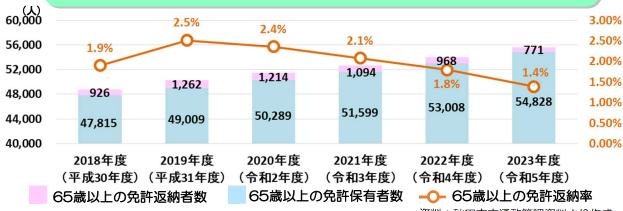
個々の施策展開によってもたらされる効果(アウトカム)

(2) 公共交通に係る施策展開によってもたらされる効果

計画では、「運転免許証返納率」や「公共交通路線の徒歩利用圏内人口密度」など、公共交通の利用促進・利便性向上に係る施策の展開によってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

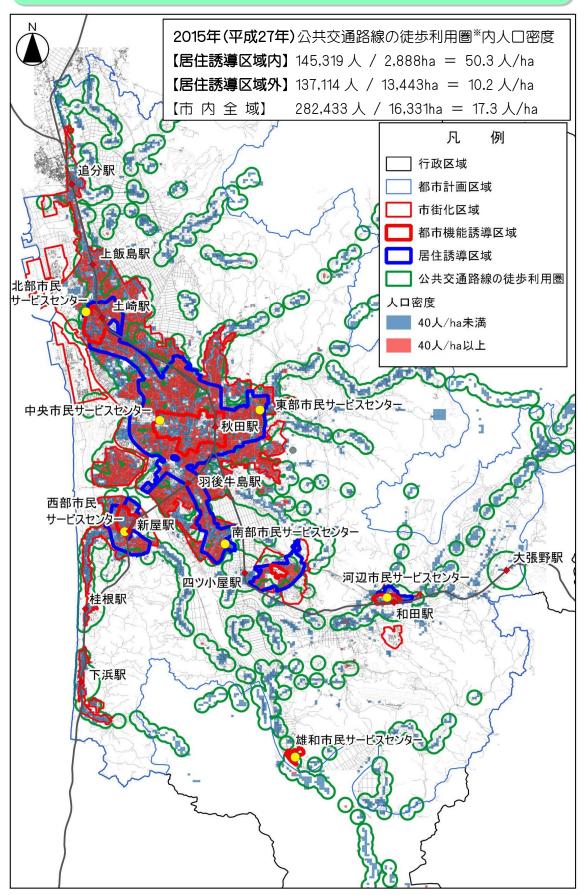
高齢者の運転免許証返納率については、2019年度(平成31年度)をピークに、減少傾向となっており、高齢化を受け、高齢者ドライバーが増加している状況です。また、「公共交通路線の徒歩利用圏内人口密度」については、国勢調査の結果を基に比較した結果、一部バス路線の廃止等を受け、全体で0.7人/ha減少しています。





資料:秋田市交通政策課資料より作成

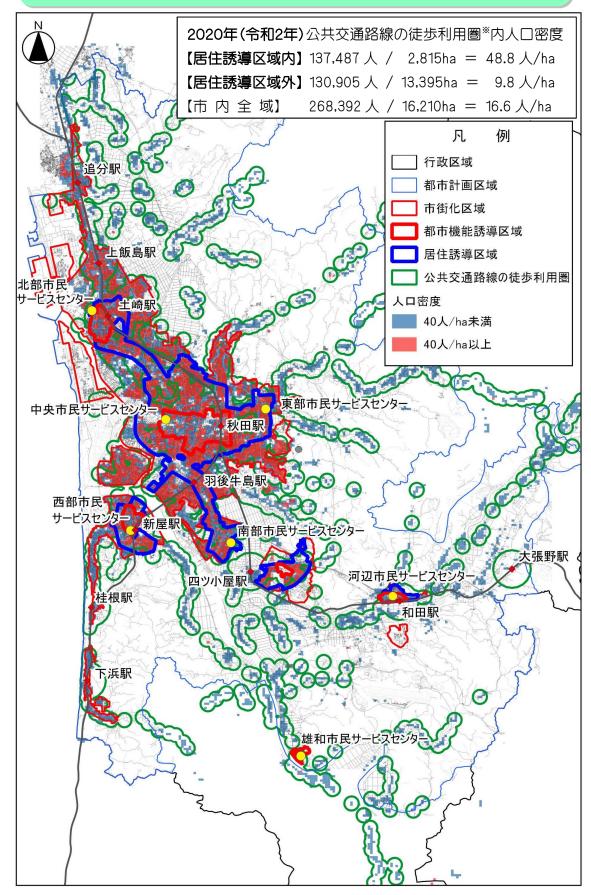
公共交通路線(バス・鉄道)の徒歩利用圏*内の人口密度(平成27年国勢調査)



※徒歩利用圏:鉄道駅中心から800m、バス停から300m

資料: 秋田市交通政策課資料および第7次秋田市総合都市計画資料より作成

公共交通路線(バス・鉄道)の徒歩利用圏※内の人口密度(令和2年国勢調査)



※徒歩利用圏:鉄道駅中心から800m、バス停から300m 資料:秋田市交通政策課資料および株式会社ゼンリンマーケティングソリューションズ 2020年(令和2年)国勢調査100mメッシュ推計データより作成

数値目標に関する評価

1 数値目標について

計画は、目標年次を2040年(令和22年)とした長期的な期間の中で、同計画のまちづくりの理念である「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市」の実現を目指しています。

そのため、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていく中で、実施する各種施策の進捗状況やその効果等を見極め、より効果的に計画を運用していくことから、数値目標として、「目標値」および「計画に位置付けた誘導施策の展開によって期待される効果 (以下『期待される効果』という。)」をそれぞれ設定しています。

なお「目標値」は、まちづくりの基本理念に対応した『基本指標』、計画期間において重点 的に取り組む計画の目標に対応した『重点指標』を設定しています。

また、『期待される効果』は、『重点指標』と同様に、目標に対応して設定しています。

計画におけるまちづくりの理念・目標と数値目標の関係

【まちづくりの理念】

暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ~豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元気な秋田の創造~ 数値目標『基本指標』

目標1:高齢者が健康で、活動活躍できる「場」の創出による、 生きがいのある暮らしの実現

- 元気な高齢者の「社会参画」を促進するため、ソーシャル・コミュニティビジネス等の活躍の場の創出
- ▶ 健康に不安を感じてからも、安心して暮らすことができる生活基盤(都市基盤・公共交通・ 生活サービス)の確保

目標2:子育て世帯が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、 子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現

- ▶ 多様な子育で支援サービス(保育所、こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設等)の確保や、「秋田市版ネウボラ」のサービス拡充
- ▶ 働く場を含めた多用な機能集積で得られる「時間効率メリット」の発揮による、良好な子育 て環境の創出

目標3:集い・にぎわい・交流がうまれる「場」の創出による、 県都『あきた』の新たな都市型生活の実現

- ▶ 「県・市連携文化施設」を核とする芸術文化ゾーンの形成や「多世代共生型CCRCマンション」等の中心市街地活性化施策を契機とした更なる民間投資の促進による、県都『あきた』ならではの高質な空間の提供
- 多様な「ヒト(人)・モノ(商品やサービス)・コト(事象)」を誘発し、交流・連携による新たな文化・価値・経済の創出

数値目標 『重点指標』 『期待される 効果』

2 「基本指標」に関する評価

(1) 基本指標の進捗状況

基本指標は、「都市機能」、「居住」、「公共交通」それぞれの視点から設定しており、進捗状況は次表のとおりとなっています。

- ✓ 都市機能誘導区域内の誘導施設立地数は総じて増加しており、目標値を上回る。
- ✓ 居住誘導区域内の人口密度は増加しており、目標値を上回る。
- ✓ 「路線バスおよびマイタウンバスの利用率」および「鉄道の利用率」は 目標値を下回る。(新型コロナウイルス感染拡大が影響)

各基本指標の進捗状況

	基本指	標	基準値	目標値 2030年 2040年	実績値		
		高次•広域拠点	97施設		105施設		
		(中央地域)	(2017年)		(2023年)		
		生活拠点:地域間連携型	12施設		12施設		
都市	都市機能誘導区域内に 誘導すべき誘導施設の 立地数	(南部地域)	(2017年)	甘淮冻八上	(2023年)		
機能		生活拠点:増進型	43施設	基準値以上	53施設		
130		(東部•西部•北部地域)	(2017年)		(2023年)		
		生活拠点:維持型	7施設		7施設		
		(河辺•雄和地域)	(2017年)		(2023年)		
居	居住誘導区域内の人口密度	(可住メッシュ人口密度)	54.7人/ha	50.0人/ha	54.3人/ha		
住	(=可住メッシュ人口:居住誘導	尊区域内可住メッシュ面積)	(2015年)	以上	(2020年)		
	路線バスおよびマイタウ	ンバスの利用率	6.6%	甘淮临以上	5.8%		
公共	(=年間バス輸送	É人員÷365日÷総人□)	(2015年)	基準値以上	(2023年)		
交通	鉄道の利用率		5.3%	基準値以上	5.0%		
	(=市内全鉄道駅の1	(2015年)	举年但以上	(2023年)			

(2) 各基本指標の進捗状況の分析

視点①

「都市機能」に係る基本指標

「都市機能」に係る基本指標は、計画で位置付ける誘導施設の立地を都市機能誘導区域内 に維持・増進していくことを目標とし、設定しています。

都市機能に係る基本指標 基準値と実績値の比較

基本	基準値(地域別内訳)			目標値 2030年2040年	ᢖ	実績値		
	高次•広域拠点	97施設				105施設		
	(中央地域)	(2	:017年)		(2)	023年	Ξ)
	生活拠点:地域間連携型	1	2施設	ž.		1	2施設	ն Հ
	(南部地域)	(2	:017年)	: 基準値以上	(2)	023年	Ξ)
都市機能誘導区域内に誘導すべき誘導施設の		43施設	東部	14施設		53施設	東部	15施設
立地数	生活拠点:増進型 (東部•西部•北部地域)	100000	西部	8施設			西部	11施設
		(2017年)	北部	21施設		(2023年)	北部	27施設
	生活拠点:維持型	7施設	河辺	4施設		7施設	河辺	4施設
	(河辺•雄和地域)	(2017年)	雄和	3施設		(2023年)	雄和	3施設
合計	誘導区域内	15	59施記	九 又		177施設		
□ 61	【参考】誘導区域外	3	79施記	љ Х		38	31施記	л Х

資料:秋田市福祉総務課資料、保健総務課資料、衛生検査課資料、子ども育成課資料および商工貿易振興課資料より集計



誘導施設の増加数は、誘導区域外よりも誘導区域内の方が多い。

都市機能誘導区域内の誘導施設の立地数は、地域間連携型および維持型の生活拠点において横ばいであるものの、総じて増加しています。

また、誘導施設の増加数について、誘導区域外では2施設の増加に対し、誘導区域内では18施設の増加となっており、誘導区域内への立地が進んでいるものと考えられます。今後も、都市機能誘導区域内における誘導施設の維持・増進に向け、取り組んでまいります。

【参 考】「動向把握施設」の立地状況

計画では「誘導施設」以外に、今後の各行政分野の施策展開等によって変化がもたらされる可能性がある施設を「動向把握施設」とし、立地状況等を把握することとしています。

現時点において、これらの施設に関する施策展開等に変化がないことから、引き続き、立地動向の把握に努めます。

動向把握施設の立地状況

新点把提供到			施設立地数					
	動向把握施設		2017年 (平成29年)		2023年 (令和5年)			
介護•福祉	 訪問介護施設	誘導区域内	4 施設	\Rightarrow	4 施設			
機能		誘導区域外	51 施設	\Rightarrow	53 施設			
	妊娠•出産•育児	誘導区域内	〇 施設	\Rightarrow	〇 施設			
	相談施設	誘導区域外	2 施設	\Rightarrow	2 施設			
	子育て相談•交流施設 (子ども未来センター、	誘導区域内	5 施設	\Rightarrow	5 施設			
子育て	子育て交流ひろば)	誘導区域外	3 施設	\Rightarrow	3 施設			
機能	児童厚生施設	誘導区域内	5 施設	\Rightarrow	5 施設			
	(児童館、児童センター、児童室)	誘導区域外	37 施設	\Rightarrow	35 施設			
	放課後児童クラブ	誘導区域内	5 施設	\Rightarrow	5 施設			
	以外及ル主ノフノ	誘導区域外	36 施設	\Rightarrow	49 施設			
商業機能	コンビニエンスストア	誘導区域内	41 施設	\Rightarrow	39 施設			
问未以此		誘導区域外	129 施設	\Rightarrow	106 施設			
医療機能	調剤薬局	誘導区域内	56 施設	\Rightarrow	61 施設			
	(※H31とR5の比較)	誘導区域外	120 施設	\Rightarrow	126 施設			
	小学校	誘導区域内	4 施設	\Rightarrow	4 施設			
		誘導区域外	39 施設	\Rightarrow	38 施設			
	中学校	誘導区域内	2 施設	\Rightarrow	2 施設			
		誘導区域外	21 施設	\Rightarrow	20 施設			
	高等学校、中等教育学校、特別	誘導区域内	3 施設	\Rightarrow	3 施設			
教育•文化	支援学校、大学、高等専門学校	誘導区域外	28 施設	\Rightarrow	28 施設			
機能	専修学校、各種学校	誘導区域内	10 施設	\Rightarrow	10 施設			
	サラチス、口怪子ス	誘導区域外	4 施設	\Rightarrow	4 施設			
	図書館	誘導区域内	5 施設	\Rightarrow	5 施設			
		誘導区域外	2 施設	\Rightarrow	2 施設			
	文化ホール等	誘導区域内	〇 施設	\Rightarrow	〇 施設			
	(東部•西部•北部地域)	誘導区域外	〇 施設	\Rightarrow	〇 施設			
誘導区域内	の施設 合計	誘導区域内	140 施設	\Rightarrow	143 施設			
誘導区域外的	の施設数(合計)	誘導区域外	472 施設	\Rightarrow	466 施設			

資料:秋田市福祉総務課資料、保健総務課資料、衛生検査課資料および商工貿易振興課資料より集計

視 点 ② 〉 「居住」に係る基本指標

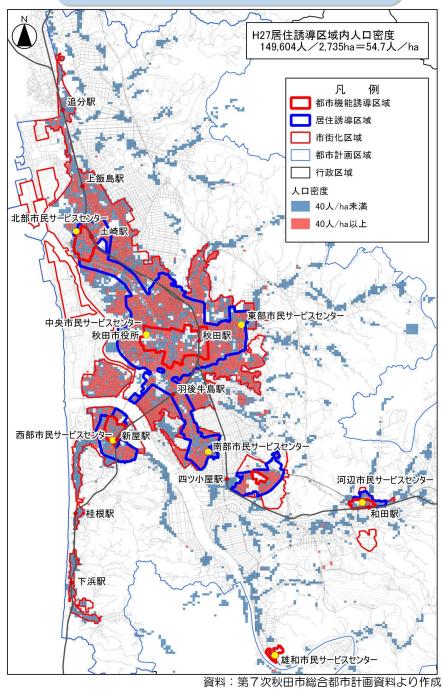
居住に係る基本指標は、市全体で人口減少が進む中にあっても、居住誘導区域内人口密 度を、多様な生活サービス施設が立地しやすい環境にある50人/ha以上を維持することを 目標とし、設定しています。

居住に係る基本指標 基準値と実績値の比較

基本指標	基準値※	目標値 2030年2040年	実績値 [※]
居住誘導区域内の人口密度(可住メッシュ人口密度)	54.7 人/ha	50.0人/ha	54.3 人/ha
(=可住メッシュ人口÷居住誘導区域内可住メッシュ面積)	(2015年)	以上	(2020年)

※基準値・実績値は、2015年(平成27年) および2020年(令和2年) の国勢調査の結果により算出

人口密度の分布状況 2015年(平成27年)

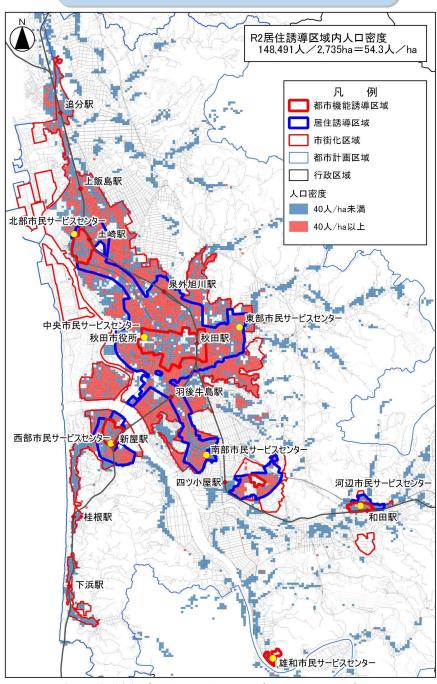


分析•評価

人口減少の影響を受け、居住誘導区域内の人口は減少しているものの、人口密度は目標値 を上回っている。

居住誘導区域内の人口密度は、基準値となる2015年(平成27年)から減少しているものの、目標値を上回っています。なお、減少値がわずかであるため、人口密度の分布状況に大きな差異は見られません。今後も、多様な生活サービス施設が立地しやすい環境にある50人/ha以上の人口密度の維持に向け、取り組んでまいります。

人口密度の分布状況 2020年(令和2年)



資料:株式会社ゼンリンマーケティングソリューションズ 2020年(令和2年)国勢調査100mメッシュ推計データより作成

視点③

「公共交通」に係る基本指標

公共交通に係る基本指標は、公共交通と連携したまちづくりを進めていき、公共交通利 用率を維持・確保していくことを目標とし、設定しています。

公共交通に係る基本指標 基準値と実績値の比較

基本指標	基準値※	目標値 2030年 2040年	実績値 [※]
路線バスおよびマイタウンバスの利用率	6.6%		5.8%
(=年間バス輸送人員÷365日÷総人□)	(2015年)	甘淮広いし	(2023年)
鉄道の利用率	5.3%	基準値以上	5.0%
(=市内全鉄道駅の1日の乗車人員÷総人□)	(2015年)		(2020年)

※基準値・実績値は、2015年(平成27年)国勢調査および秋田市情報統計課推計の人口値により算出 資料: 秋田市交通政策課資料および東日本旅客鉄道株式会社HP資料より集計



新型コロナウイルス感染拡大の影響により、バスおよび鉄道の利用が減少した。

各交通機関の輸送人員等をみると、2020年度(令和2年度)に大幅に減少しており、 新型コロナウイルス感染拡大の影響により外出機会が減少したことが利用率の低下に繋がったものと考えられます。

新型コロナウイルスの5類感染症移行により、利用者数が回復傾向にあることから、同感染症拡大以前の利用率の確保に向け、取り組んでまいります。

「年間バス輸送人員」および「市内全鉄道駅の1日の乗車人員」



※鉄道駅は、東日本旅客鉄道株式会社がHPにおいて乗車人員を公開している「秋田駅」、「土崎駅」、「追分駅」、「新屋駅」、「羽後牛島駅」、「和田駅」が対象

資料:秋田市交通政策課資料、東日本旅客鉄道株式会社HP資料より作成

3 「重点指標」および「期待される効果」に関する評価

(1) 重点指標および期待される効果の進捗状況

重点指標および期待される効果は、計画の目標に対応し設定しており、進捗状況は次表のとおりとなっています。

✓ 目標1:「就業している高齢者の割合」および「元気な高齢者の割合」は増加

✓ 目標2:「都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」、「地域型保育事業立地

数」」および「働く女性の割合」はいずれも増加

✓ 目標3:「専用住宅・工場等を除く市内全新築着工件数のうち、都市機能誘導区域内

の着工件数割合」は減少

「都市機能誘導区域内の平均地価」は上昇しており、「都市機能誘導区域内

平均地価変動率」はマイナスからプラスに好転

各重点指標および期待される効果の進捗状況

重点指標および期待される効果		基準値	目標値	実績値
目標1『高齢者が健康で活動・活躍できる「場」の創出による、 生きがいのある暮らしの実現』				
重点 就業している高齢者の割合 (=就業している高齢者数÷高齢者人□) 標 ((() () () () () () () ()		17.0%	基準値以上	21.5%
		(2015年)	奉 华但以上	(2020年)
効	元気な高齢者の割合	78.8%	基準値以上	79.6%
果	(=1-65歳以上の要介護(支援)認定者数÷高齢者人口) (20		坐牛厄以上	(2023年)
目標2『子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、 子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現』				
重点	都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設	22施設	甘浩/赤八上	24施設
指標	等」および「地域型保育事業」施設立地数	(2017年)	基準値以上	(2023年)
効	働<女性の割合	61.7%	基準値以上	66.2%
果	(15~49歳で就業している女性の人数÷15~49歳女性人口)	(2015年)	至年厄以上	(2020年)
目標3『集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による、 県都『あきた』の新たな都市型生活の実現』				
重点	専用住宅・工場等を除<市内全新築着工件数	23.2%	甘淮杭以上	14.8%
指標	のうち、都市機能誘導区域内の着工件数割合	(2015年)	基準値以上	(2023年)
	都市機能誘導区域内平均地価	60,100円	基準値以上	62,100円
効	(地価公示および都道府県地価調査による)	(2017年)	坐午但以上	(2023年)
果	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-12.1%	甘維病以上	+3.2%
	都市機能誘導区域内平均地価変動率	(2013年~ 2017年)	基準値以上	(2017年~ 2023年)

(2) 各重点指標および期待される効果の進捗状況の分析

目標1 『高齢者が健康で活動・活躍できる「場」の創出による、

生きがいのある暮らしの実現』

目標1に係る重点指標は、元気な高齢者が活発に働くことのできる場を創出することで、就業している高齢者の割合を維持・増進していくことを目標とし、設定しています。

元気に働く高齢者が増加することは、身体活動の増加に伴う健康改善につながるものと考えます。そのため、目標1に係る期待される効果は、元気な高齢者の割合を視点とし、設定しています。

目標1に係る重点指標および期待される効果 基準値と実績値の比較

	重点指標および期待される効果	基準値※	目標値 2030年 2040年	実績値 [※]
重点	就業している高齢者の割合	ている高齢者の割合 17.0%		21.5%
指標	(=就業している高齢者数÷高齢者人口)	(2015年)	基準値以上	(2020年)
効果	元気な高齢者の割合	78.8%		79.6%
	(=1-65歳以上の要介護(支援)認定者数÷高齢者人口)	(2015年)		(2023年)

※基準値・実績値は、2015年(平成27年) および2020年(令和2年)の国勢調査の人口値により算出 資料: 国勢調査就業状態等基本集計(総務省統計局) および介護保険事業報告(秋田市)より集計



高齢者人口の増加とともに、就業している高齢者数も増加している。

重点指標「就業している高齢者の割合」および期待される効果「元気な高齢者の割合」は、いずれも基準値以上となっています。

2015年(平成27年)と2020年(令和2年)の比較において、高齢者人口は、約7千人の増加となっておりますが、就業している高齢者数も約5千人の増加となっており、今後もこの傾向が維持されるよう、元気な高齢者が活発に働くことのできる場を創出に努めます。

高齢者(65歳以上)人口 2015年(平成27年)と2020年(令和2年)の比較



資料:2015年(平成27年)・2022年(令和2年)国勢調査就業状態等基本集計(総務省統計局)より作成

目標2 『子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、 子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現』

目標2に係る重点指標は、市全体で子どもの人数が減少していく中にあっても、都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」の施設立地数を維持・増進していくことを目標とし、設定しています。

働く場を含めた多様な機能集積が図られた子育て環境を創出することは、働く女性の増加に つながるものと考えられます。そのため、目標2に係る期待される効果は、働く女性の割合を 視点とし、設定しています。

目標2に係る重点指標および期待される効果 基準値と実績値の比較

	重点指標および期待される効果	基準値※	目標値 2030年 2040年	実績値 [※]
重点 指標	都市機能誘導区域内の「特定教育·保育施設 等」および「地域型保育事業」施設立地数	22施設 (2017年)	基準値以上	24施設 (2023年)
効果	働く女性の割合 (15∼49歳で就業している女性の人数÷15∼49歳女性人□)	61.7% (2015年)		66.2% (2020年)

※「働く女性の割合」の基準値・実績値は、2015年(平成27年)および2020年(令和2年)の国勢調査の人口値により算出 資料: 秋田市福祉総務課資料、こども育成課資料および国勢調査就業状態等基本集計(総務省統計局)より集計

分析·評価

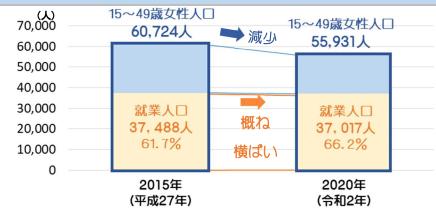
就業している15~49歳女性の人数は概ね横ばいだが、15~49歳女性人口が減少している。

重点指標である「都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」 の施設立地数」は、2施設の増加となっております。

また、期待される効果である「働く女性の割合」も増加しておりますが、その要因は、分母となる「15~49歳女性人口」の減少によるものであり、分子となる「15~49歳で就業している女性の人数」は、概ね横ばいとなっています。

今後、少子化等に伴い、就業人口の減少が予想されることから、引き続き、働く女性の割合の維持・増進に向け、働く場を含めた多様な機能集積が図られた子育て環境の創出に努めます。

15~49歳女性人口 2015年(平成27年)と2020年(令和2年)の比較



資料:2015年(平成27年)・2020年(令和2年)国勢調査就業状態等基本集計(総務省統計局)より作成

目標3 『集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による、 県都『あきた』の新たな都市型生活の実現』

目標3に係る重点指標は、多世代・多様な人々が交流することのできる場を創出することで、 都市機能誘導区域内での様々な活動を維持・増進していくことを目標とし、設定しています。

都市機能誘導区域内での交流・活動が増加することは、当該地での民間投資の活発化による 地価上昇につながるものと考えられます。そのため、目標3に係る期待される効果は、都市機 能誘導区域内の平均地価を視点とし、設定しています。

目標3に係る重点指標および期待される効果 基準値と実績値の比較

	基本指標	基準値	目標値 2030年 2040年	実績値
重点	専用住宅・工場等を除く市内全新築着工件数	23.2%	基準値以上	14.8%
指標	のうち、都市機能誘導区域内の着工件数割合	(2015年)	举华但以上	(2023年)
効果	都市機能誘導区域內平均地価	60,100円	基準値以上	62,100円
	(地価公示および都道府県地価調査による)	(2017年)		(2023年)
	都市機能誘導区域内平均地価変動率	-12.1%	基準値以上	+3.2%
		(2013年~2017年)	至 华但以上	(2017年~2023年)

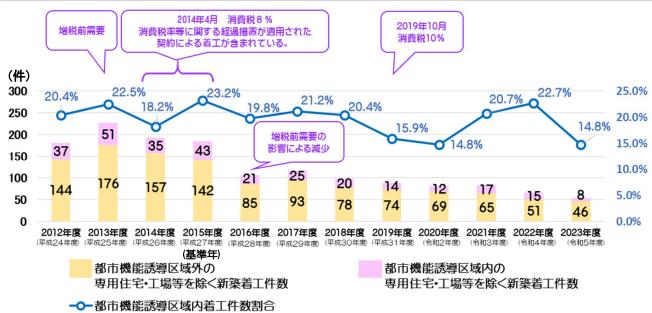
資料:秋田市建築指導課資料、地価公示(国土交通省)および地価調査(秋田県)より集計

分析•評価 1

専用住宅・工場等を除く新築着工件数は、消費税の増税前需要を受け減少している。

重点指標の基となる「専用住宅・工場等を除く市内全新築着工件数」は、都市機能誘導区域の内外を問わず減少しており、2014年(平成26年)の消費税増税前に生じた需要による影響と考えられます。また、リノベーション等による既存建築物の活用も広まってきていることから、今後の推移を注視してまいります。

専用住宅・工場等を除く新築着工件数(都市機能誘導区域内・外)および都市機能誘導区域内の割合



資料: 秋田市建築指導課資料より作成

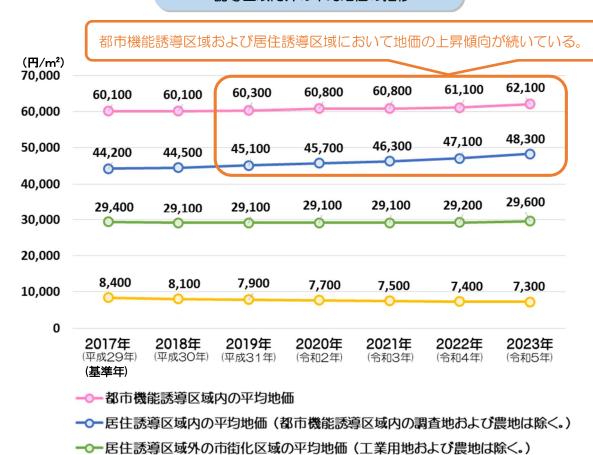
分析•評価 2

都市機能誘導区域内および居住誘導区域内の地価は、上昇傾向にある。

目標3に係る期待される効果として設定した「都市機能誘導区域内の平均地価」のほか、「居住誘導区域内の平均地価」も上昇しています。

地価の上昇傾向が続いているものの、将来、人口減少による需要の減少も懸念されることから、引き続き、民間投資の活発化に向け、都市機能誘導区域内での多世代・多様な人々が交流することのできる場の創出に努めます。

誘導区域内外の平均地価の推移



市街化調整区域内の平均地価

資料:地価公示(国土交通省)および地価調査(秋田県)より作成

課題等の整理、評価および対応方針

進捗状況等のまとめ 1

誘導施策の実施状況

63施策のうち、都市機能誘導 区域を対象とした国の補助事業 等に係る施策など、9施策が未 実施・未検討となっております が、概ね計画どおり推移してい ます。

誘導施策	施策の実施・検討状況
都市機能誘導区域を 対象とした施策	25施策のうち、18施策を実施
居住誘導区域内に居住を 誘導するための施策	15施策のうち、14施策を実施
居住誘導区域外を 対象とした施策	14施策のうち、13施策を実施
公共交通に係る施策	9施策すべて実施
合計	63施策のうち、54施策を実施 (再掲施策含む)

✓ 数値目標の進捗状況

基本指標、重点指標および期待され る効果については、コロナ禍の影響が あったものの、概ね目標値を上回って います。

	指標と実績値
基本指標	都市機能誘導区域内に誘導すべき 誘導施設の立地数 目標 159 mm 以上 R5 177 mm
	居住誘導区域内の人口密度 目標 50.0 人/ha 以上 R2 54.3 人/ha
	路線バスおよびマイタウンバスの利用率 ■ 6.6% 以上 ■ R5 5.8%
	鉄道の利用率 ■標 5.3 % 以上 ■ R5 5.0 %

指標と実績値 就業している高齢者の割合 ■標 17.0%以上 → R2 21.5 % 元気な高齢者の割合 R5 79.6 % ■標 78.8% 以上 都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」 および「地域型保育事業」施設立地数 24 施設 目標 22 maa 以上 働く女性の割合 目標 61.7%以上 **R2** 66.2% 専用住宅・工場等を除く市内全新築着工件数 のうち、都市機能誘導区域内の着工件数割合 □標 23.2% 以上 \Rightarrow R5 都市機能誘導区域内平均地価 R5 62,100 円 [■標]60,100 円以上 ➡ 都市機能誘導区域内平均地価変動率 目標 -12.1 % 以上 ➡ H29~R5 +3.2 %

2 課題等の整理

計画策定から6年が経過し、計画に関する情勢が変化するなど、以下のとおり課題等が生じ ています。

✓ 国の補助事業に係る施策等について、条件に該当する民間事業がなく、検討・実現 に至っていない。

✓ 国・本市の施策について、事業統合や終了など、変化が生じている。

- ✓ 2020年(令和2年)都市再生特別措置法改正により、計画の記載項目に「防災指針」 が追加
- ✓ 2021年(令和3年)6月に「第7次秋田市総合都市計画」が策定されるなど、計画策定以後において、上位・関連計画の見直しが生じている。
- ✓ 2023年(令和5年)7月の豪雨災害など、自然災害の頻発化・激甚化

3 評価の総括

- 居住誘導区域内において人口密度が概ね維持されているほか、都市機能誘導施設の立地が 増進するなど、成果が現れている。
- 一方、計画をとりまく情勢に変化が生じており、計画の継続に向け、対応する必要がある。

4 今後の対応方針

計画の課題・評価を受け、次年度以降、主に以下の事項について、計画の一部見直しを進めてまいります。

- ✓ 都市機能・居住誘導区域内の防災・減災対策を位置付ける「防災指針」を記載
- ✓ 自然災害の頻発・激甚化を踏まえた都市機能・居住誘導区域の見直し
- √ 次年度見直し予定の秋田市総合計画基本構想など、上位・関連計画等を受けた見直し
- √ 未実施・未検討の誘導施策について、実現性・必要性等を踏まえた見直し